

## 京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和8年3月9日（月）午後1時30分～午後3時05分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

|     |         |
|-----|---------|
| 会 長 | 葎 矢 護   |
| 副会長 | 川 崎 芳 彦 |
| 委 員 | 狩 野 安 徳 |
| 委 員 | 倉 幹 夫   |
| 委 員 | 畑 崎 幸 男 |
| 委 員 | 村 岡 繁 樹 |
| 委 員 | 甲 斐 嘉 晃 |
| 委 員 | 丸 田 智代子 |

|     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 事務局 | 局 長 | 栗 屋 克 彦 |
|     | 次 長 | 本 多 靖 一 |

|             |         |         |
|-------------|---------|---------|
| 京都府水産事務所漁政課 | 課 長     | 永 井 大 輔 |
|             | 課長補佐兼係長 | 廣 岡 信 康 |
|             | 技 師     | 川 崎 優 海 |

|             |     |         |
|-------------|-----|---------|
| 京都府農林水産部水産課 | 主 任 | 難 波 真梨子 |
|-------------|-----|---------|

|           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 京丹後市海業水産課 | 課長補佐 | 山 下 琢 |
|-----------|------|-------|

### 4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源くろまぐろ（大型魚）に関する京都府の留保枠の解除について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第2号議案 特定水産資源に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第3号議案 ばいがいかなわ漁業の制限措置等について（諮問）  
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第4号議案 個人情報の保護に関する法律施行規程の一部改正について  
（諮問）  
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

5. 議事  
事務局長

委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、第8回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、北仲委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席されており、出席委員は8名で、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行をお願いします。

葭矢会長

各委員様、御多用の中、出席いただきましてありがとうございます。

世の中の動きを見てみますと、イランと、それからイスラエル、アメリカとの紛争、これはウクライナの紛争とあわせまして、世界的に大きな動きとなっております。特にイランとの戦いでは、ホルムズ海峡の封鎖ということもありまして、今後、燃油価格、漁業資材の高騰といったところに繋がって、漁業に影響が出てこないか、そのあたりが危惧されているところでございます。

それでは議案にはいります。本日の委員会は4つの議案がございます。

第1号議案「特定水産資源くろまぐろ（大型魚）に関する京都府の留保枠の解除について」、第2号議案「特定水産資源に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」、第3号議案「ばいがいかなわ漁業の制限措置等について」、以上3つの議案は京都府知事からの諮問になっておりますので、答申にむけて御審議をお願いします。

第4号議案「個人情報の保護に関する法律施行規定の一部改正について」は、事務局からの議案となっておりますので、承認にむ

けて御審議をお願いします。

本日の議事録署名委員を指名させていただきます。村岡委員、丸田委員よろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。

まず第1号議案でございます。「特定水産資源くろまぐろ（大型魚）に関する京都府の留保枠の解除について」を審議いたします。京都府から説明をお願いします。

（水産課）

難波主任

（第1号議案について説明）

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【発言者なし】

それでは御発言がないようですので、第1号議案につきまして、京都府知事に原案には異議ない旨答申をさせていただいてよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議ない旨答申をさせていただきます。

次に第2号議案「特定水産資源に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」を審議いたします。京都府から説明をお願いします。

（水産課）

難波主任

（第2号議案について説明）

葭矢会長

ありがとうございました。令和8年度の知事管理漁獲可能量について説明いただきました。

本件に関しまして、御意見、御質問ございますか。

はい、どうぞ、倉委員さん。

倉委員 参考資料の12ページ。一番上の方、直近4年のくろまぐろの漁獲実績で、定置漁業の小型魚の実績が、R4管理年度が35.7tとR3管理年度に比べると半減しておりますが、この理由は何ですか。

葭矢会長 京都府から説明いただけますか。

(水産課)  
難波主任 すみません。少し待っていただけますか。申し訳ありません。

葭矢会長 今、資料がないということですか。

難波主任 申し訳ありません。R3管理年度なのですが、大中型まき網漁業の区分から小型魚の融通がかなり多く、確か15トンぐらいありまして、それに加えて都道府県からの融通もあり、かなりの量を京都府にいただいた年でした。ですので、漁獲枠をかなり多く設定できた年なので、それに応じて採捕いただいたということで、漁獲量が伸びていたはずです。

倉委員 つまり、R4年度が少ないのではなくて、R3年度が多かったということですね。

(水産課)  
難波主任 そうですね。R3年度が例年よりも、他県や他の漁業区分と比べて、漁獲枠の融通が多かったという年でした。

倉委員 わかりました。

葭矢会長 ありがとうございます。  
かなり融通していただいた量が多かったということで、ちょっと突出した数字になっていますけれども。  
その他いかがでしょうか。  
R8管理年度については、くろまぐろの小型魚を48.9t、くろまぐろの大型魚は46.2tということで、令和7管理年度の当初の数字を踏襲するという形ですけれども、よろしいですか。  
その他、委員様から御意見、御質問ございますか。  
あと、スルメイカについては、いかがですか。

従来から、定置漁業、漁船漁業をあわせた総量ベースで獲ってくださいというのが、およそ 100t 未満を想定されているみたいですけど。

直近の漁獲総量が 10t から 20t ということで、数字が推移しているということよろしいですか。現行水準ということ。その他、ありますか。

【発言者なし】

それでは、御発言がないようですので、令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量について、京都府知事に原案には異議ない旨答申をさせていただいてよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

それでは異議ない旨答申をさせていただきます。

次に、第 3 号議案「ばいがいかなわ漁業の制限措置等について」を審議いたします。京都府から説明をお願いします。

川崎技師

(第 3 号議案について説明)

葭矢会長

ありがとうございました。ばいがいかなわ漁業の制限措置等について説明いただきました。

本件に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

はい。倉委員さん。

倉委員

許可の有効期間は、6 月 1 日から翌 5 月 31 日までの 1 年です。別紙に記載の漁業時期は、6 月 1 日から 8 月 31 日までとなっています、この漁業時期と許可の有効期間は、どう関係するのですか。

葭矢会長

京都府から説明いただけますか。

川崎技師

まず資料に書いてありますとおり、許可の有効期間としては、

年単位で毎年1年ごとですから、許可としては1年ということになっております。しかし、資料3-2に書いてあります漁業時期が6月1日から8月31日までとなっているのは、底曳き網漁業の休漁期間中は、この漁業を行い、9月1日からは底曳き網漁業が解禁となり、そちらに専念されるということで、休漁期間の漁業収入確保のために操業されるようになったというのが始まりになります。

ですので、休漁期間中のみの操業ということで、1年の許可期間の中で6月1日から8月31日までを漁業時期として定めております。

整理しますと、許可の有効期間と漁業時期を区別し、許可としては1年の期間とし、漁業時期としては6月1日から8月31日までの3ヶ月として、それぞれ別々に定めているという状況です。

葎矢会長           ありがとうございます。  
倉委員さん、いかがですか。  
制限条件の中で漁期をちょうど底曳きの休漁期に設定している。  
あと、他のほとんどの許可は期間が5年ですよ。この許可は期間が1年ですよ。

川崎技師           そうですね。このばいがいかごなわ漁業の期間が1年と設定されてるのは、ばいがいの漁業者さんが団体で毎年申請されており、1年ごとに操業する船を変えて申請されているので、毎年許可の申請内容が変わるとの理由から、1年の期間を設けております。

葎矢会長           それは公平性という観点で、京都府では考えているのですか。

川崎技師           そうですね。

倉委員           許可の有効期間というのは、6月1日から来年の5月末までの1年間ですよ。

この期間中は、ばいがいかごなわ漁業ができる許可がありますということですね

川崎技師           そうですね。

倉委員           この漁業時期というのは、実際に、操業が可能な期間のことで、

6月1日から8月31日までの3ヶ月間ということですね。

川崎技師

そうですね。

9月になれば、皆さん沖合底曳き網漁業に出漁されるので、漁業時期としては8月末までを設けていただろうとのことで、漁業者の中で協議された結果が、こちらの漁業時期となっております。

倉委員

この漁業時期を書く意味は何ですか。別に9月1日から、底曳き網漁業が再開されるので。いえ、よろしいです。

村岡委員

すみません。何トンくらい獲られていますか。

川崎技師

概ね毎年6tとか、多くて10tくらい獲られているようです。

村岡委員

わかりました。ちなみに、単価はどれくらいですか。

川崎技師

単価は高いときで、1000円/kgくらい、概ね700円/kgくらいだったと思います。

葭矢会長

ありがとうございます。倉委員さんいかがでしょうか。よろしいですか。

川崎副会長

これは4隻の許可が出ていますけど、舞鶴は今年1隻減ると思います。それでも許可は4つ、誰か後継する人がおられますか。

川崎技師

今のところは後継という話は聞いていないのですが、舞鶴地区も、ばいがい漁業者さんの団体で申請されており、今のところ、廃業された方とは別の船で申請を予定していると聞いております。

葭矢会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。その他、御意見ございますか。御質問でも結構です。

はい、それでは、特に御意見御質問等ないようですので、本議案については問題ないということで、京都府知事に原案に異議ない旨答申させていただいてよろしいですか。



倉委員 すみません。失礼いたします。  
(倉委員議場から退出)

葭矢会長 それでは報告事項に移らせていただきます。まず報告事項1で  
ございます。令和8管理年度における太平洋くろまぐろの管理に  
ついて、京都府から説明をお願いします。

廣岡課長補佐 (報告事項1について説明)

葭矢会長 ありがとうございます。只今の京都府からの説明に関しまし  
て御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

私から、漁業法、水産流通適正化法の一部改正ということで、報  
告方法の変更がありましたと。これがかなり厳しいこまめな報告  
体制になってきたということで漁獲リストの報告を追加、それか  
ら漁獲から3日以内に報告を下さい。それと記録の保存が3年  
間ということで、これが4月1日から義務化されると。

例えば、法律の一部改正に伴い義務化され、これに従わなかった  
場合、故意、過失といろいろあるのですけれどね。何か罰則規定は  
設けられているのかということと、あともうひとつは、遊漁も、事  
前の届出がない場合は罰則という話がありましたけど、どの程度  
の罰則が想定されているのか、ちょっとそのあたりを教えていた  
だけないですか。

廣岡課長補佐 はい。会長から御質問いただきました2点です。1点目、流通法  
漁業法に基づく法義務違反につきましては、法律の中で罰則規定、  
直罰規定というものがございます。具体的な内容までは説明するこ  
とはできませんが、当然法律の中に盛り込まれております。

それから2点目、遊漁者の事前届出義務違反につきまして、これ  
は広域漁業調整委員会指示でございますので、先行しているその採  
捕数量の報告、或いは採捕停止命令違反と同じく、1回目の違反行  
為につきましては、裏付命令の発出、農林水産大臣からの命令にな  
りますので、1回目の違反行為については、直ちに処罰の対象には  
ならないということになります。

2回目で重犯した場合には、漁業法に基づく、農林水産大臣の命  
令に対する違反ということで、法令に基づく罰則が課されます。

ですので、2つの違反行為それぞれが罰則の規定となり、罰則の関わる内容が変わってくるということになります。

葭矢会長           ありがとうございます。この処分内容は、きついですよね。

廣岡課長補佐   当然クロマグロにつきましては先ほど説明の中で申し上げましたとおり、非常に問題のある悪質事例が国内でも発生したこともありますので、そこはきっちり押さえておくということで直罰にならざるを得ないということになるかと思えます。

葭矢会長           はい。わかりました。ありがとうございます。その他どうでしょうか。

(水産課)  
難波主任

TAC報告と水流法の義務違反をした場合にはどうなるのか、少し補足させていただきます。

TAC報告義務違反については、現行では6ヶ月以下の懲役又は30万以下の罰金ですけれども、改正後は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に変更されます。

それとともに法人重課というものがあまして、法人には1億円以下の罰金刑が新設されています。

水産流通適正化法については、取引義務や情報伝達義務に違反した場合に罰則として50万円以下の罰金刑が新設されております。

葭矢会長           はい。ありがとうございました。

廣岡課長補佐   すいません、さきほどの発言について訂正します。

難波から懲役と申しましたけれども、現在は拘禁刑にかわっております。

葭矢会長           その他いかがでしょうか。よろしいですか。

あと1点だけよろしいですかね。11ページの、裏付命令を発出というところの20件ですね、その中に小型魚の採捕事例が挙げられているのですが、当然、大型魚も小型魚も釣れるという中で、裏付命令まで出ている小型魚の採捕というのは、どのような状況だったのですか。

廣岡課長補佐 先ほど説明の中で申し上げましたとおり、遊漁者については30キロ未満の小型魚の採捕は原則禁止されております。

仮に釣りをしている最中にかかった場合でも、原則速やかにリリースということが義務づけられています。

ですので、通報に基づいて取り締まりをなされたと思いますが、それを当然陸上まで持ち帰ると、広域漁業調整委員会指示の違反ということになります。

ですので、小型魚を所持しているということが確認されれば、こういった形での取り締まりの対象になるということでございます。

葭矢会長 分かりました。その他よろしいですか。

それでは次の報告事項に移らせていただきます。次は第47回日本海九州西広域漁業調整委員会について、事務局から説明をお願いします。

本多次長 (報告事項2について説明)

葭矢会長 ありがとうございます。それでは事務局から説明がありましたことに関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

報告事項1と重複する内容もありました。よろしいですか。

すいません、私から1点だけ。

都道府県別のですね、届出の状況について水産庁へ聞いているということなのですが、京都府としては、大体分かっているのですか。

廣岡課長補佐 今のところ水産庁からの情報提供はございません。

ただ、先ほどの報告事項でも申し上げましたとおり、新しいルールに則った取り締まりをする中で、当然に各種届出をされたものの情報というのがないと、私共も無届者に対する取り締まりができませんので、それについては、水産庁に対して4月1日以前に、速やかに情報提供をしてくださいという申し入れはしているところです。

葭矢会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項3、令和7年度第23期京都海区漁業調整委員会の活動報告について、事務局から説明をお願いします。

本多次長

(報告事項3について説明)

葭矢会長

ありがとうございました。只今の報告事項に関しまして、御意見、御質問ございますか。

報告事項全体をとおして御質問等ございませんか。

それでは報告事項を終了させていただきます。その他、事務局から何かありますか。

廣岡課長補佐

少し時間をお借りしまして京都府から報告をさせていただきます。今回の委員会の関係ではないのですが、前回2月24日開催の委員会で、令和8管理年度のブリのTAC管理について、説明をさせていただきました。

その中で、狩野委員から、ブリについても遊漁者の採捕について問題はないのか。水産庁として、今後の遊漁の管理についてどうしていくのかも合わせて、遊漁についてしっかり管理をしていくべきではないかとの御意見をいただいております。

その中で24日の委員会の翌日に府内の定置漁業者の皆様を主体として、水産庁の担当課長補佐に当所まで来ていただきまして、今年4月からのブリのTAC管理ステップ2について説明いただく機会を設けさせていただきました。

せっかく水産庁からお見えになるということもありましたので、可能であれば、委員から御指摘のあった遊漁についても、しっかり今後スケジュール感を持って、遊漁の採捕数量の管理なりをしていただくよう申し入れたい旨、考えておりました。

実際25日には、私も説明会に出席をしまして、質疑応答の中で、その趣旨に沿った話を、お見えになった課長補佐さんに伝えさせていただきました。

当日お見えになったのは、資源管理推進室のTAC管理セクションの課長補佐でございまして、直接、遊漁の管理に関わる部署は沿岸遊漁室という別のセクションになるのですが、沿岸遊漁室の方に京都府からそういうお話があったということをお願いさせていただきたいとのことで、申し入れをさせていただきます。

ました。

課長補佐からは具体的な説明はいただけず、それは当然なの  
ですけれども、いずれにしましても先行きが見えるような形に  
していただきたい。

漁業者が厳しい資源管理をしている中で、遊漁者の採捕につ  
いては、なかなかそういう管理が進んでいない状況というのは、  
都道府県の行政或いは、各現場の漁業者の皆さんも非常に問題  
だと思っているということは伝えておきましたということでご  
ざいます。

せつかくの機会ですので京都府としてそのようなことを申し  
伝えたということを報告させていただきます。

葭矢会長                    ありがとうございます。狩野委員、よろしいですか。

狩野委員                    はい。

葭矢会長                    ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

遊漁者の届出書というのは、文書で言ったらどういう経路、京  
都府はタッチしていないのですか、直接、国の機関に提出するの  
ですか。

廣岡課長補佐            通常ルートとしまして、水産庁が専用の登録用ウェブサイト  
を開設しておりますので、届出をされる方は直接そちらに入力  
をいただくということになります。

入力後、個人の識別番号が配付されますので、後々、届出の内  
容が変わったなどの場合には、個人の識別番号と届出者の方が  
設定したパスワードを持って、改めてそのサイト上で修正なり、  
再登録をしていただくということになります。ただ、スマートフ  
ォンの操作が馴れない方には、エクセルのファイルがありまし  
て、それに入力後、電子メールで水産庁に送付、或いはそれも難  
しいという場合には、紙ベースで、郵送での届け出も可能とい  
うことになっております。

葭矢会長                    です、直接、水産庁へ届出する形になるのですね。

廣岡課長補佐            はい。おっしゃるとおり、京都府が届出に関係するということ

はございません。

葭矢会長            はい、分かりました。その他いかがですか。よろしいですか。  
                         はい。それでは最後に事務局から何かありましたら。

本多次長            本日が今年度、最後の委員会となりました。次回の委員会は、  
                         来年度の開催となります。  
                         今のところまだ具体的に日程等は決まっておりませんが、例  
                         年であれば、5月から6月頃の開催を予定しております。  
                         また、来年度に入りましたら、事前に調整させていただきます  
                         ですので、その際にはよろしくお願いいたします。

葭矢会長            それでは委員会を終了させていただきます。  
                         この1年間どうもありがとうございました。  
                         来年度もよろしくお願いいたします。  
                         お疲れ様でした。

【閉会 午後3時05分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和8年3月9日

議                    長

議事録署名委員

議事録署名委員